

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO. 5 2021年2月1日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

申第8号「東海道線金谷菊川間の 信号機トラブルにおける乗務員へ の対応について」幹事間で議論

1月27日、申第8号「東海道線金谷菊川間の信号機トラブルにおける乗務員への対応について」で、地本は会社と幹事間で議論を行いました。以下回答と主な議論です。

1. 帰宅後の呼び出しについて、強要した事実を反省し本人に謝罪すること。

回答：会社として適切に対応しているため、謝罪する考えはない。

2. 社員の健康を重んじ、勤務終了後に呼び出すようなことは今後行わないこと。

回答：今後も会社として適切に対応していく。

3. 勤務終了帰宅後の呼び出しは、就業規則の何条に基づくのか明らかにすること。

回答：就業規則第67条に基づき時間外労働を命じたものである。

《幹事間における主な議論》

組合：当該組合員は、勤務終了帰宅後の14時前に自宅で職場からの呼び出しの電話を受け「明けで疲れているから状況の聴取は後日にしてほしい」とお願いしたにもかかわらず、管理者から「責任事故になるかもしれない」と言われ応じたものである。このような言い方は問題である。

会社：今回の事象は、進行信号の消灯を確認しなければならなかったこともあり、呼び出しをした。

組合：呼び出し後、21時まで聴取をしているが、看過できない。しかも翌日日勤（予定交番では特休）を命じているが、どのように考えているのか。

会社：本人にやむをえない状況があれば考慮する。

組合：今後このようなことがないように配慮すること。

以上